

表1

児童手当支給の要件

▶彦根市で児童手当の支給を受けるには、次の条件にすべて当てはまる必要があります

- 彦根市に養育者の住所がある
(市外に住所がある人は、住所のある市区町村で手続きしてください)
- 9歳到達後最初の年度末までの児童を養育している
- 所得が一定限度額未満である
(表2「所得制限限度額」をご覧ください)

表2

平成16・15年度 所得制限限度額

扶養親族の数	児童手当所得制限限度額	児童手当特例給付所得制限限度額※
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

注1 この表は、請求者（児童を養育している人）の所得に適用されます。所得から8万円を引いてあてはめてください。このほか、医療費などが控除できることがあります

注2 所得税法の老人控除対象配偶者か、老人扶養親族がある人は、老人控除の対象となる配偶者や老人扶養親族1人につき6万円ずつこの表の所得制限限度額に加算してあてはめてください。

注3 扶養親族などの人数が6人以上のときは、1人につき38万円（扶養親族が上の「注2」に該当するときは44万円）を加算してあてはめてください。

※特例給付は、請求者が厚生年金が共済年金に加入しているときに適用されます。

※平成16年5月分までの児童手当は14年中の所得が適用され、16年6月分以降の児童手当は15年中の所得が適用されます。

小学3年生までに

児童手当の支給の対象が広がりました

6月14日、国会で「児童手当法の一部を改正する法律」が成立し、同日に公布・施行されました。改正後の児童手当法は、今年の4月1日にさかのぼって適用されます。

平成15年度までは、児童手当の支給対象は、「小学校に入学するまで」でしたが、今回の改正で、「小学1～3年生」が新

たに加わります。

新しく対象になる児童を養育している人は、新たに申請が必要な場合があります。申請が必要かどうか、また、どのような申請が必要かは、下の表をご覧ください。

該当する人は申請を

新たに対象になる人の申請は、今年の9月30日までの受付なら、特例的に今年の4月分までさかのぼって支給されます。ただし、給付を受けられるのは、

支給の要件（表1をご覧ください）を満たした月以降の分だけです。

10月以降に申請すると、翌月分からの支給となるので、早めに申請してください。

なお、小学1年生を養育している人で、彦根市で3月まで支給されていた人は、制度の変更による手続きは必要ありません。

申請受付 ① 保険年金課（市役所1階⑤番窓口）、支所、各出張所（養育者が公務員である場合は勤務先に、市外に住所がある場合は住所地の市区町村で申請してください）
問い合わせ先 ② 保険年金課
③ 1411番内線138番、FAX ④ 1398番

支給の要件を満たした養育者は、次の手続きをしてください

彦根市で今年の3月まで児童手当を受給していた	彦根市で今年の3月には児童手当を受給していなかった
小学1年生(平成9年4月2日～同10年4月1日生まれ)の児童を養育している	※2 新たに認定請求書(すでに就学前の児童について申請している人は額改定請求書)の提出が必要です。
小学2・3年生(平成7年4月2日～同9年4月1日生まれ)の児童を養育している	※2 新たに認定請求書(すでに就学前の児童の申請をしている人は額改定請求書)の提出が必要です。

※1 「広報ひこね」5月15日号 9ページをご覧ください

※2 認定請求書の提出のときに、ほかの書類も必要な場合があります

例：年金加入証明 = 厚生年金・共済年金加入の人
(児童手当用)所得証明書 = 以前にほかの市区町村在住だった人

（4・5月分の児童手当の請求には、平成15年度のもの（14年中の所得）で、平成15年1月1日に住所のあった市区町村（彦根市を除く）発行のもの
6月分以降の請求には、平成16年度のもの（15年中の所得）で、平成16年1月1日に住所のあった市区町村（彦根市を除く）発行のもの